保安基準の概要

- □以下の表は、道路運送車両法の保安基準から一部を抜粋して記載したもの。
- □詳細は国土交通省HP: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.htmlをご確認ください。

| かじ取装置 | ● 堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度、 操作性能 等に関し告示※で定める基準に適合するものでなければならない。 |
|---------------------------|---|
| 制動装置 | ● 最高速度35km/h未満の大型特殊自動車は、走行中の自動車が確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し告示で定める基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。 |
| 前照灯等(ヘッドランプ) | ● 白色であること。 ● ハイビームは夜間にその前方100m、ロービームは夜間にその前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。 ● 最高速度20キロメートル毎時未満の自動車であつて光度が告示で定める基準(10,000cd)未満であるハイビームを備えるものはロービームは除外とすることができる。 |
| 車幅灯 (フロントポジション ランプ) | ● 白色であること。● 前面の両側に備えること。● 夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 |
| 番号灯 (ライセンスランプ) | ● 白色であること。● 後面に備えること。● 夜間後方20mの距離からナンバー等の表示を確認できるものであること。 |
| 尾灯 (リアポジジョンラン プ) | ◆ 赤色であること。◆ 後面両側に備えること。◆ 夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 |
| 制動灯(ブレーキランプ) | ● 赤色であること。● 後面両側に備えること。● 昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであること。 |
| 方向指示器 (ウインカー) | ● 橙色であること。 ● 60~120回/分の一定の周期で点滅すること。 ● 自動車の車両中心線上の前方及び後方30mの距離から照明部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。 |
| 後写鏡 (バックミラー) | ● 容易に方向の調整をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。● 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。● 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。 |